

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年 3月19日

千葉県監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	山 浦 衛
同	橋 本 登

23千総総第2487号

平成24年3月15日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第6号及び平成23年度監査報告第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 土木請負工事におけるイメージアップ実施を適正に行うべきもの [建設局：小中台町110号線外3側溝改良工事]</p> <p>土木工事積算基準によると、土木請負工事においては、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を図るため、原則としてイメージアップを実施することとしており、仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーションの各計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容で実施することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、標準的なイメージアップを実施する工事として設計金額に経費を計上していたが、仕様書に具体的な施工条件が記載されておらず、また、実施内容を定めた施工計画や実施状況の写真がなかったことから、イメージアップが適正に実施されているか確認できなかった。</p> <p>土木請負工事におけるイメージアップ実施にあたっては、仕様書等に具体的な施工条件を記載するとともに、施工計画及び実施状況の確認を適正に行われたい。</p>	<p>土木請負工事におけるイメージアップ実施については、平成23年12月27日に、土木部長から工事関係課長に対し文書で通知し、工事発注の際は、仕様書に具体的な施工条件を明示するとともに、受注者が作成する施工計画書に具体的な実施内容を記載させ、実施状況の確認を行うよう所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、イメージアップを確実に実施させるため、監督職員が受注者に、実施内容を記載した施工計画書及び実施状況写真を提出するよう指導することとした。</p>
<p>(2) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア 設計図書の変更に係る手続きを適正に行うべきもの [建設局：下水道排水施設工事（坂月第2調整池22-1工区）]</p> <p>千葉市建設工事請負契約約款によると、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知し、設計図書を変更することができることとされており、また、設計図書の変更に伴い請負額を増額すべき場合で特別な理由があるときは、請負額の増額分の範囲内で工事量を削減する等、設計図書を協議により変更することができることとされている。</p> <p>また、土木工事共通仕様書によると、通知</p>	<p>設計図書の変更に係る手続きについては、平成23年11月7日に、下水道建設部長から工事関係課長に対し文書で通知し、千葉市建設工事請負契約約款、千葉市土木工事共通仕様書及び千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき適正な手続きを行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、工事箇所別チェックリストのチェック項目に「設計変更等」を追加し、確実な手続きを実施するよう所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>及び協議は書面により行うとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、調整池の流出口に鋼製矢板の設置を追加し、その増額分に代えて、調整池の掘削土量を削減する等の変更を行ったが、変更の通知や変更内容等の協議を書面により行わずに設計図書の変更を行っていた。</p> <p>設計図書の変更に係る手続きについては、千葉市建設工事請負契約約款等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 重機等の運搬に係る通行許可の確認を適正に行うべきもの [建設局：(主) 穴川天戸線舗装改良工事、犢橋町13号線舗装改良工事、越智町34号線舗装改良工事]</p> <p>千葉市土木工事共通仕様書によると、建設機械・資材等（以下「重機等」という。）を運搬する際に、一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を請負者が確認しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事3件においては、運搬業者が通行許可を取得していたものの請負者が通行許可の確認を行っていなかった。</p> <p>重機等の運搬に係る通行許可の確認については、千葉市土木工事共通仕様書に基づき適正に行うよう請負者を指導されたい。</p>	<p>重機等の運搬に係る通行許可の確認については、平成23年12月27日に土木部長から工事関係課長に対し文書で通知し、重機等を運搬する際に、一般的制限値を超える車両を通行させるときは、千葉市土木工事共通仕様書に基づいて、通行許可の確認を行うよう受注者を指導するとともに、打合せ記録簿等により確認の報告を行わせるよう所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、通行許可の確認を確実に実施させるため、監督職員が受注者に打合せ記録簿等により確認の報告を行わせるよう指導することとした。</p>